

練馬区国民健康保険条例の一部改正について（案）

1 改正の理由

(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正

特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき統一保険料方式を採用している。

平成29年1月の特別区長会において、平成29年度の特別区全体の保険者負担分医療費、被保険者数、旧ただし書所得等の見込み数値をもとに共通基準の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正

保険料の減額（均等割額）の判定基準の改正

(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）の改正

保険料の所得割額の算定基準および保険料の減額（均等割）の判定基準については、国民健康保険法施行令により、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する総所得金額および山林所得ならびに他の所得と区別して計算される所得の金額を用いている。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）において、源泉分離課税から申告分離課税へと課税方法が変更される特定公社債等の利子所得について、上場株式等に係る配当所得と併せて申告することとされたこと、また、株式等の譲渡所得等の分離課税制度について「上場株式等に係る譲渡所得等」および「一般株式等に係る譲渡所得」に区分され、別々の分離課税制度とされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う保険料率等の改正

ア 基礎賦課額の保険料率【第15条の4】

ア 所得割 「100分の6.86」を「100分の7.47」に改める。

イ 均等割 「35,400円」を「38,400円」に改める。

イ 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率【第15条の12】

- (ア) 所得割 「100分の2.02」を「100分の1.96」に改める。また、賦課割合について「100分の59に相当する額」を「100分の58に相当する額」に改める。
- (イ) 均等割 「10,800円」を「11,100円」に改める。また、賦課割合について「100分の41に相当する額」を「100分の42に相当する額」に改める。

ウ 介護納付金賦課額の保険料率【第16条の4】

- (ア) 所得割 「100分の1.53」を「100分の1.54」に改める。
- (イ) 均等割 「14,700円」を「15,600円」に改める。

エ 保険料の減額【第19条の2】

- (ア) 第1号減額（7割減額）
 - a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「24,780円」を「26,880円」に改める。
 - b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「7,560円」を「7,770円」に改める。
 - c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「10,290円」を「10,920円」に改める。
- (イ) 第2号減額（5割減額）
 - a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「17,700円」を「19,200円」に改める。
 - b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「5,400円」を「5,550円」に改める。
 - c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「7,350円」を「7,800円」に改める。
- (ウ) 第3号減額（2割減額）
 - a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「7,080円」を「7,680円」に改める。
 - b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「2,160円」を「2,220円」に改める。

c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「2,940円」を「3,120円」に改める。

(2) 国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

保険料の減額（均等割額）の判定基準の改正【第19条の2】

均等割額の5割軽減および2割軽減の対象者を拡大するため、均等割額の判定基準をつぎのとおり改める。

ア 5割軽減

軽減対象となる所得基準額について「330,000円 + 265,000円 × 被保険者数」を「330,000円 + 270,000円 × 被保険者数」に改める。

イ 2割軽減

軽減対象となる所得基準額について「330,000円 + 480,000円 × 被保険者数」を「330,000円 + 490,000円 × 被保険者数」に改める。

(3) 地方税法の改正に伴う改正

保険料の所得割額の算定基準および保険料の減額（均等割）の判定基準に用いる総所得金額および山林所得ならびに他の所得と区別して計算される所得の金額をつぎのとおり改める。【第15条、第19条の2】

ア 上場株式等に係る配当所得等に係る規定

他の所得と区分して計算される所得の金額のうち「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に改める。

イ 一般株式等に係る譲渡所得等および上場株式等に係る譲渡所得等に係る規定

他の所得と区分して計算される所得の金額のうち「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項もしくは第15項または第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」に改め、併せて「同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を追加する。また、引用条文について「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に改める。

3 施行期日

平成29年4月1日

4 その他

改正に伴う経過措置について、付則で定める。

5 保険料率等改定内容

別紙 1 のとおり

6 保険料均等割軽減判定所得の基準額の改定内容

別紙 2 のとおり

7 平成29年度国民健康保険料の試算

別紙 3 のとおり

8 新旧対照表

別紙 4 のとおり

平成29年度 練馬区国民健康保険料率等改定について(案)

1 改定における基本的な考え方

- (1) 高額調剤や医療の高度化、高齢化の影響を受け、1人当たりの医療費が増加する。
- (2) 高額療養費等の賦課総額算入ロードマップ()に基づき、高額療養費等の賦課額等の75/100を算入する。
- (3) 保険料負担が厳しい世帯に配慮し、基礎分、後期高齢者支援金分保険料の賦課割合(所得割率:均等割額)を58:42とする。なお、区の被保険者状況を基に算定すると、練馬区としての基礎分、後期高齢者支援金分保険料の賦課割合は、59:41となる。

高額療養費等の賦課総額算入ロードマップ

保険料算定を政令原則に近づけるため、平成26年度から平成29年度までの4年間で高額療養費等を保険料賦課総額へ算入することとした。しかし、国が都道府県化の実施時期を平成30年度としたことを踏まえ、平成28年度以降、未算入の2/4(50/100)を平成30年度までの3年間で段階的に算入する。平成29年度は、医療費の伸びを勘案し、算入率を8%に抑えた75/100とする。

【平成26・27年度】

26年度	27年度	28年度	29年度
1/4 (25/100)	1/4 (25/100)	1/4 (25/100)	1/4 (25/100)

← 50/100 →



【平成28年度】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1/4 (25/100)	1/4 (25/100)	17/100	17/100	16/100

← 67/100 →



【平成29年度】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1/4 (25/100)	1/4 (25/100)	17/100	8/100	25/100

← 75/100 →

2 保険料率等改定内容一覧

(1) 基礎分および後期高齢者支援金分

項 目		改定前	改定後	増減
基礎分	賦課割合（所得割：均等割）	59：41	59：41	
	所得割料率	6.86/100	7.47/100	0.61/100
	被保険者均等割額	35,400 円	38,400 円	3,000 円
	賦課限度額	540,000 円	540,000 円	据え置き
支援金分	賦課割合（所得割：均等割）	59：41	58：42	
	所得割料率	2.02/100	1.96/100	0.06/100
	被保険者均等割額	10,800 円	11,100 円	300 円
	賦課限度額	190,000 円	190,000 円	据え置き
計	賦課割合（所得割：均等割）	59：41	59：41	
	所得割料率	8.88/100	9.43/100	0.55/100
	被保険者均等割額	46,200 円	49,500 円	3,300 円
	賦課限度額	730,000 円	730,000 円	据え置き
1人当たり保険料		111,189 円	118,441 円	7,252 円 (+6.52%)

(2) 介護分（40歳から64歳）

項 目		改定前	改定後	増減
介護分	賦課割合（所得割：均等割）	50：50	50：50	
	所得割料率	1.53/100	1.54/100	0.01/100
	被保険者均等割額	14,700 円	15,600 円	900 円
	賦課限度額	160,000 円	160,000 円	据え置き

(3) 均等割軽減額

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 ()は改定前
		改定前	改定後	増減	
基礎分	均等割額 7 割減額	24,780 円	26,880 円	2,100 円	11,520円 (10,620円)
	均等割額 5 割減額	17,700 円	19,200 円	1,500 円	19,200円 (17,700円)
	均等割額 2 割減額	7,080 円	7,680 円	600 円	30,720円 (28,320円)
支援金分	均等割額 7 割減額	7,560 円	7,770 円	210 円	3,330円 (3,240円)
	均等割額 5 割減額	5,400 円	5,550 円	150 円	5,550円 (5,400円)
	均等割額 2 割減額	2,160 円	2,220 円	60 円	8,880円 (8,640円)
計	均等割額 7 割減額	32,340 円	34,650 円	2,310 円	14,850円 (13,860円)
	均等割額 5 割減額	23,100 円	24,750 円	1,650 円	24,750円 (23,100円)
	均等割額 2 割減額	9,240 円	9,900 円	660 円	39,600円 (36,960円)

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 ()は改定前
		改定前	改定後	増減	
介護分	均等割額 7 割減額	10,290 円	10,920 円	630 円	4,680円 (4,410円)
	均等割額 5 割減額	7,350 円	7,800 円	450 円	7,800円 (7,350円)
	均等割額 2 割減額	2,940 円	3,120 円	180 円	12,480円 (11,760円)

保険料均等割軽減判定所得の基準額の改定（案）

1 内容

物価上昇等の経済状況を踏まえ、均等割額の5割軽減および2割軽減の軽減判定所得の基準額を改める。

(1) 5割軽減

軽減対象となる所得基準額について、「 $330,000 \text{ 円} + 265,000 \text{ 円} \times \text{被保険者数}$ 」から「 $330,000 \text{ 円} + 270,000 \text{ 円} \times \text{被保険者数}$ 」に改める。

(2) 2割軽減

軽減対象となる所得基準額について、「 $330,000 \text{ 円} + 480,000 \text{ 円} \times \text{被保険者数}$ 」から「 $330,000 \text{ 円} + 490,000 \text{ 円} \times \text{被保険者数}$ 」に改める。

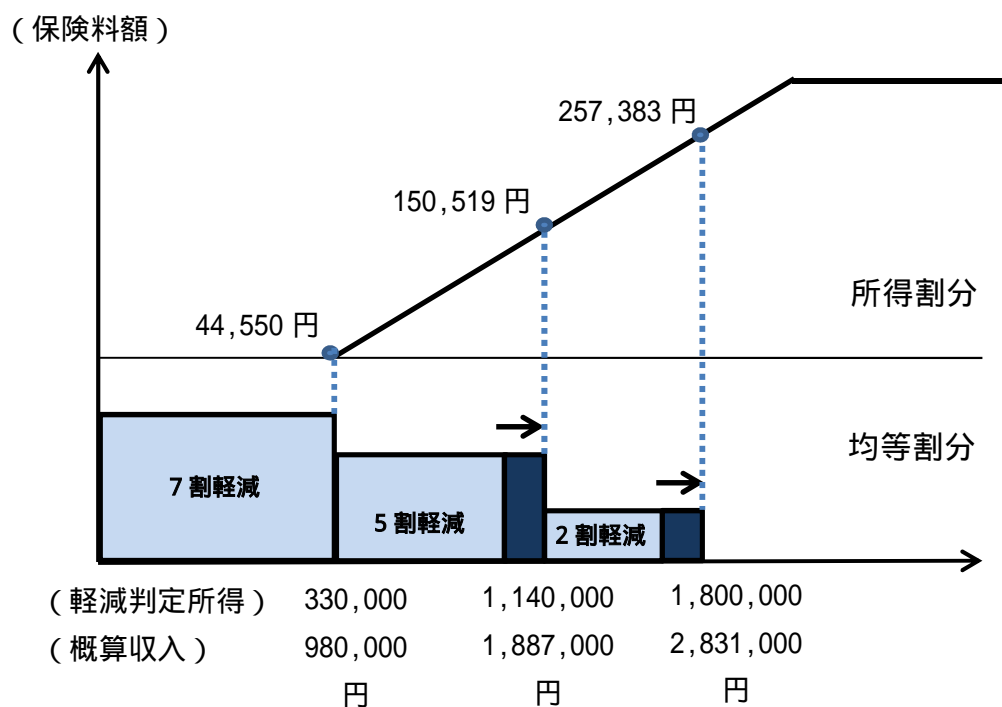
2 軽減判定所得の基準額の引き上げイメージ

世帯主(35歳) + 配偶者(35歳・収入なし) + 子(10歳・収入なし)の場合

軽減判定所得：5割軽減 $330,000 + 270,000 \times 3 \text{ 人} = 1,140,000 \text{ 円}$

2割軽減 $330,000 + 490,000 \times 3 \text{ 人} = 1,800,000 \text{ 円}$

7割軽減は、被保険者数に関係なく 330,000 円が軽減判定所得となる。



平成29年度 国民健康保険料試算（年額）

年金所得者（65歳以上）1人世帯【世帯主（65歳）のみ】

単位：円

年 収	100万	153万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
28年度	13,860	13,860	78,696	176,736	249,996	324,588	400,068	475,548	553,692	638,052
29年度	14,850	14,850	83,921	188,121	265,918	345,130	425,285	505,440	588,424	678,009
差額	990	990	5,225	11,385	15,922	20,542	25,217	29,892	34,732	39,957
均等割軽減	7割減	7割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

年金所得者（65歳以上）2人世帯【世帯主（65歳）+ 配偶者（65歳・収入なし）】

単位：円

年 収	100万	153万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
28年度	27,720	27,720	87,936	222,936	296,196	370,788	446,268	521,748	599,892	684,252
29年度	29,700	29,700	93,821	237,621	315,418	394,630	474,785	554,940	637,924	692,834
差額	1,980	1,980	5,885	14,685	19,222	23,842	28,517	33,192	38,032	8,582
均等割軽減	7割減	7割減	5割減	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者（65歳未満）1人世帯【世帯主（35歳）のみ】

単位：円

年 収	98万	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
28年度	13,860	24,876	125,232	187,392	253,104	324,144	395,184	469,776	549,696	629,616
29年度	14,850	26,636	133,427	199,437	269,219	344,659	420,099	499,311	584,181	669,051
差額	990	1,760	8,195	12,045	16,115	20,515	24,915	29,535	34,485	39,435
均等割軽減	7割減	5割減	-	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者（65歳未満）2人世帯【世帯主（35歳）+ 配偶者（35歳・収入なし）】

単位：円

年 収	98万	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
28年度	27,720	47,976	152,952	233,592	299,304	370,344	441,384	515,976	595,896	675,816
29年度	29,700	51,386	163,127	248,937	318,719	394,159	469,599	548,811	633,681	690,972
差額	1,980	3,410	10,175	15,345	19,415	23,815	28,215	32,835	37,785	15,156
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者（65歳未満）3人世帯

【世帯主（35歳）+ 配偶者（35歳・収入なし）+ 子（10歳・収入なし）】

単位：円

年 収	98万	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
28年度	41,580	71,076	189,912	279,792	345,504	416,544	487,584	562,176	642,096	705,114
29年度	44,550	76,136	202,727	298,437	368,219	443,659	519,099	598,311	683,181	702,072
差額	2,970	5,060	12,815	18,645	22,715	27,115	31,515	36,135	41,085	3,042
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

：年金収入153万円および給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条 } 第14条の4 } 省略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項もしくは第15項または第35条の3第11項の規定の適用が</p>	<p>第1条 } 第14条の4 } 同左</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額、同法</p>

ある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 省略

第15条の2および第15条の3 省略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の6.86(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき35,400円(一般被保険者に係る基礎賦

附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 同左

第15条の2および第15条の3 同左

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の7.47(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき38,400円(一般被保険者に係る基礎賦

課総額の100分の41に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の5 }
第15条の11 } 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.02 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき10,800円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の13 }
第16条の3 } 省略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.53 (介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の

課総額の100分の41に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の5 }
第15条の11 } 同左

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.96 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき11,100円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の13 }
第16条の3 } 同左

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.54 (介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の

属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき14,700円(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

第16条の5

} 省略

第19条

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該

属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき15,600円(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

第16条の5

} 同左

第19条

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該

資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項もしくは第15項または第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2

資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 24,780円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,560円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 10,290円

(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、265,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 17,700円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 5,400円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,350円

(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 26,880円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,770円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 10,920円

(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、270,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 19,200円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 5,550円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,800円

(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する

金額に、480,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,080円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,160円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,940円

第19条の3 } 省略
第29条 }
付 則 省略

金額に、490,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,680円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,220円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,120円

第19条の3 } 同左
第29条 }
付 則 同左
付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例第15条、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第19条の2の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。